

第6回くろまぐる部会の主な意見及び方向性について

論点1 各配分量の繰越率の上限

(主な意見)

- 既に繰越率が17%であると報道されており、漁業者はそれが自分の手元に来ると思っているが、留保として利用することは有効であるため、未利用分は各都道府県の配分量の10%までを繰り越してできるとし、残り7%を国が留保するのがよい。
- 来遊の変化により突然枠が足りなくなることは今までに経験していることであり、一定数数量を国が留保することでリスクに備えた方がよい。
- 漁業種類ごとの配分量の繰越率は、漁業種類を問わず各漁業公平にしてほしい。
- (増枠を目指し) 消化率を上げることを考えたら誰かがコントロールしたほうがよく、一部を国が留保することがよい。各配分量の繰越率は、5%とか10%とか単純なものがいい。留保分が平等に配分されるなら国の留保が多少多くても不満は出ないのではないか。

(方向性)

- 繰越については、大臣管理漁業、都道府県ごとの配分量の未利用分のうち翌期に繰り越せる数量は、各配分量の10%までとする。残りの数量については国の留保とする。

論点2 繰越しのうち国が留保した分の配分方針

(1) 小型魚の留保の配分

(主な意見)

- 繰越しのうち国が留保した分は、漁獲管理に苦勞している沿岸漁業者に優先的に配分してほしい。
- 沿岸漁業に上乘せ配分する際には、近年来遊の変動により過去の実績に基づく配分だけでは大量に放流せざるを得ない場合もあることを想定し、一部は各都道府県に均等に配分するのがよい。

(方向性)

- 小型魚の繰越しのうち国が留保した分の配分については、沿岸漁業(都道府県)への配分を優先することとし、そのうち一部は混獲回避への配慮として都道府県に均等に配分する。

## (2) 大型魚の留保の配分

### (主な意見)

- 繰越しのうち国が留保した分は、漁獲管理に苦勞している沿岸漁業者に優先的に配分してほしい。
- 漁獲実績がデータとしては確実であり、実績の比率に合わせた配分がよい。
- 沿岸漁業への配分では、来遊状況の経年変化があるので直近年のデータまで使ったほうがよく、近年の最大実績まで配分すれば大きな来遊があった場合にも対処できる。
- 近海かつお・まぐろ漁業に配分しデータを取らないと、資源が本当に回復しているのか証拠がなくなり増枠ができなくなる。

### (方向性)

- 大型魚の繰越しのうち国が留保した分の配分については、次の2点を優先して配分する。
  - ① 沿岸漁業(都道府県)については、直近年の最大実績まで配分すること
  - ② 沖合漁業(大臣管理漁業)については、資源評価に用いる漁業データ収集に配慮し、近海かつお・まぐろ漁業へ配分すること

## 論点3 大型魚移譲分 300 トンの配分

### (主な意見)

- 十分な国内調整の上、大型魚を沖合漁業(大臣管理漁業)に配分し、その見合いの小型魚を沿岸漁業(都道府県)に配分してほしい。
- 単年限りの措置であることから残したら損であり、確実に獲れるところに獲ってもらうという視点を考慮すべき。
- 沿岸漁業にも小型魚だけでなく大型魚のニーズがある。
- 小型魚の漁獲枠との融通(交換)となると沖合漁業(大臣管理漁業)と調整し理解を得ないと進まないのではないか。

### (方向性)

- 大型魚 300 トンを配分方針は、論点2の「繰越しのうち国が留保した分の配分方針」のうち大型魚の留保の配分と同様の考え方とする。

## 論点4 今後の検討課題

- 今回増枠となった大型魚の漁獲枠を小型魚に振り替えることについて。
  - 一度大型魚 300 トンの増枠分は大型魚の漁獲枠として配分する。

そして、各配分量と繰越分も含め国に留保される数量との融通(交換)を行うことができるよう、2020年漁期(第6管理期間)の沿岸漁業(都道府県)の管理が始まる前(2020年3月末)までに融通ルールを見直すとともに、国の仲介による融通の促進を図る仕組みについて検討する。

#### その他

その他、「第5管理期間の沖合漁業(大臣管理漁業)の獲り残しは、当該漁業で繰り越すのではなく、沿岸漁業の第5管理期間の残り(1～3月)に配分することを検討してほしい。」との意見が出されたが、これは繰越しのルールではなく、今漁期(2019年漁期(第5管理期間))の融通の話であるとの指摘があった。